

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校

1 平日の授業日

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 00 分	①波浪・高潮警報を除く警報が2つ以上、(特別警報及び暴風警報にあっては1つ)、学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合。	・休校又は自宅待機 (自宅待機：天候の回復が見込まれる場合→10：30 に判断)
	<①の状況にない場合で、以下の場合> ②JR が土佐山田～窪川間の全線または、一部区間において運休もしくは、運転見合わせを行っている場合。 ③隣接市町村から高知市に運行している電車やバス等が、運休もしくは、運転見合わせを行っている場合。	<各交通機関が運行を停止中> ・自宅待機 ○10：30 までに、各交通機関が運転を再開し、登校が可能となった場合 <学校に連絡し、指示を受ける> ・自力で安全に登校可能な場合は登校する。
午前 10 時 30 分	①②③の状況にある場合	・休校
	①②③の状況にない場合	・午後から授業を実施 (自力で安全に登校可能な場合は登校する。)

※前日に翌日の天候悪化が予想される場合には、前日の放課後までに休校等の判断を行う。

※現場実習期間中において、午前5時の時点で①②③の状況にある場合は、現場実習は中止とし、学校からの指示に従う。

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の教育活動

(参観日、みかづき祭り、よさこいボランティア、学園祭 等)

○上記「1 平常授業」時の判断基準に準じる。 ただし、午前 10 時 30 分時点において「①②③の状況にない場合」であっても、行事を中止とし休校とすることもある。
--

※翌日に天候の悪化が予想される場合には、前日の午後5時に中止・休校等の判断を行う。

- (注)
- ① 居住地域や通学地域が上記の状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 - ② 判断する時刻が上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校は控えること。
 - ③ 対応状況を学校のホームページに掲載するので、確認を行うこと。
 - ④ 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。